

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第58号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年1月31日 09時10分ごろ	
発生場所	長崎県諫早市久山港 井樋ノ尾岳三角点から真方位011°4,100m付近 (概位 北緯32°50.6′ 東経129°59.9′)	
事故等調査の経過	平成23年6月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船番番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第六あおい丸、98トン 134489、葵新建設株式会社</p> <p>B 砂採取船 第八あをい丸、長さ98.00m なし、葵新建設株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ及び舵損傷 B なし	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか5人が乗り組み、B船を押し、船首約4.5m、船尾約4.8mの喫水で約2～2.5ノットの速力として久山港を南東進中、平成23年1月31日09時10分ごろ、A船の船尾船底が浅所に接触した。</p> <p>船長は、久山港への入港経験が月に1～2回あり、海図で水深を確認するとともに、場合によっては作業船で測深したこともあったが、今回接触した浅所を確認できなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、B船を押しして久山港を南東進中、船尾船底が浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、海図などにより港内の水深を確認していたが、浅所の存在を確認できなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船が、B船を押しして久山港を南東進中、船長が、海図などにより水深を確認していたものの、浅所の存在を確認できなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

参考

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・海図で水深を確認できない浅水域を航行する場合は、作業船などで詳細に測深して水深を確認する。

本事故後、船長は、乗揚場所付近を測深し、A船搭載のGPSプロッターに浅所を示すマークを表示させる措置をとった。